

通所受給者証の郵送更新申請について

放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援サービスの更新手続きについては、従来、子育て総合支援センター(カンガルーの森)の窓口に行っていましたが、当面の間、以下のとおり郵送でも更新申請を受付いたします。

つきましては、通所受給者証の更新を希望される方は、郵送申請または窓口申請のご都合の良い方を選び、申請してください。
なお、更新を希望されない方は、手続き不要です。

(1) 郵送申請の受付対象となる方

- 同じサービス、同じ支給量(日数)または、基本支給量での更新を希望されている方。

(注)次年度に小学校へ入学される方は、サービスが「児童発達支援」から「放課後等デイサービス」に切り替わります。
その場合、基本支給量で、就学後も引き続き利用を希望する場合は、郵送での更新手続きが可能です。
詳しくは、対象者に送付される通知をご確認ください。

(2) 郵送申請で提出する書類

【児童発達支援(未就学児)の方】

- ① 計画相談の支給決定を受けている(相談支援事業所で計画作成している)場合
⇒申請書様式『第1号』・『第21号』・『第22号』・『参考様式3』・『第16号』
- ② セルフプランで支給決定を受けている場合
⇒申請書様式『第1号』・『第21号』・『第22号』・『参考様式3』・『セルフプラン』

【放課後等デイサービス(就学児)の方】

- ① 計画相談の支給決定を受けている(相談支援事業所で計画作成している)場合
⇒申請書様式『第1号』・『第21号』・『第22号』・『参考様式1』・『参考様式2』・『第16号』
- ② セルフプランで支給決定を受けている場合
⇒申請書様式『第1号』・『第21号』・『第22号』・『参考様式1』・『参考様式2』・『セルフプラン』

※ ①の計画相談か②のセルフプランのどちらにあてはまるかわからない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

(3) 提出期限・方法

- 提出期限・・・現在の受給者証の支給終了月の15日まで。
※現在の受給者証の支給終了日の3ヶ月前から受付可能です。
 - ① 児童発達支援(未就学児)の方・・・令和7年3月15日までに提出してください。
 - ② 放課後等デイサービス(就学児)の方・・・期限の切れる月の15日までに提出してください。
(例)有効期限が令和7年3月31日(児童の誕生日が2月)の場合
⇒ 令和7年3月15日(金)までに提出してください。
※申請受付開始は有効期限の3ヶ月前からです。
※上記期限が過ぎると今の有効期限内に送付できなくなります。
- 提出方法・・・郵送、または窓口での手続き
※ 郵送の場合は、「返信用封筒」または、各自で封筒・切手をご準備の上、郵送してください。
※ 窓口にて更新手続きを行う場合は、お電話又はweb(電子申込「通所受給者証申請予約」)にて来所日時をご予約の上、来所してください。
※ 窓口提出の場合で、開所時間内(平日9:00～17:15)の来所が困難な場合は、当センター玄関横の郵便ポストへ投函してください。

(4) 受給者証送付時期

セルフプランの方は、有効期限が切れる月の中旬頃に発行・送付予定です。
計画相談の方は、相談支援事業所の計画案が提出されてからの発行になるため、通所受給者証の有効期限が切れる月の下旬頃の送付予定です。

(5) その他注意事項

以下のいずれかに該当した場合の費用は全額自己負担となりますので、十分ご注意ください。

- 同じ日に2か所以上の事業所(保育所等訪問支援を除く)を利用した場合
- 有効期限が切れた後に事業所を利用した場合

※ 郵送される場合は、点線で切り取って封筒の宛名部分に貼り付けてください。
↓(切手の貼り忘れにご注意ください。)↓

【問合せ先】
高槻市立子育て総合支援センター
児童発達支援事務所
TEL:072-686-3032 FAX:072-686-3531

〒569-0802
高槻市北園町6番30号
高槻市立子育て総合支援センター
児童発達支援事務所 行
(受給者証更新申請書在中)